

「法人税の達人」操作研修会

2017年7月

INDEX

1. 税制改正と機能改善
 2. 法人税の達人概要
 3. 「法人税の達人」基本操作
 - (1) 基本情報の登録
 - (2) 事業所情報の登録
 - (3) 市町村民税率情報の登録
 - (4) 申告書の作成
 - (5) 決算書の作成
 - (6) 納付書の作成
 - (7) 税務代理書面の作成
 - (8) 業務エラーチェック
 - (9) 帳票の一括印刷
 4. 改正個人情報保護法
 - (1) 改正内容のポイント
 - (2) 達人シリーズでの対応
- ・達人オンラインセミナーのご案内

1. 税制改正と機能改善

1. 税制改正と機能改善

【平成29年度税制改正】

1. 対応帳票の新規追加

- ・ 所得税の控除に関する明細書 (P6※別表六(一) 「次葉紙一覧」画面参照)
 - 別表六(一) 次葉紙(個別法による場合)
 - 別表六(一) 次葉紙(銘柄別簡便法による場合)
 - 別表六(一) 次葉紙(その他に係る控除の明細)
- ・ 別表六(七) 中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
- ・ 別表六(八) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
- ・ 別表六(二十二) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
- ・ 災害により生じた損失の額に関する明細書

2. 帳票の新様式への対応

※詳細は「利用ガイド」をご確認ください。

「利用ガイド」は達人Cubeの情報コミュニティから取得できます。

1. 税制改正と機能改善

3. 事業税の分割基準の追加

■ 基本情報の登録

基本情報の登録

接続先: (local)/test

基本情報 申告情報 税理士情報

法人コード: 0002

フリガナ: カブシキガイシャマルショウジ

法人名: 株式会社〇〇商事

期末資本(出資)金: 10,000,000 円

事業年度: 平成 29 年 04 月 01 日 ~ 平成 30 年 03 月 31 日

計算期間の月数: 入力 12

申告区分: 確定申告 修正申告 中間申告 予定申告

法人区分: 普通法人等 ()

公益法人等 ()

協同組合等

特定の医療法人

外国人 (帰属所得)

非中小法人等: 該当する 該当しない

番白区分: 青色 白色

事業者の分割基準: 従業者数+事業所数

利用者識別番号: (e-Tax)

利用者ID: (eLTAX)

- ・ 事業税の分割基準の選択画面に「発電所用固定資産+固定資産」「電線路の電力容量+固定資産」が追加されました。

従業者数+事業所数
従業者数
固定資産の価額
軌道の延長キロメートル
発電所用固定資産+固定資産
電線路の電力容量+固定資産

■ 事業所情報の登録

- ・ 「従業者数+事業所数」を選択した場合

事業所の新規登録

事業所名 都道府県名 市区町村名

郵便番号 住所

電話番号 FAX番号 新設日 廃止日

事業税基準 従業者数 事業所数

住民税基準 均等割基準 保費所

従業者数 従業者数

人 入力 12 ッ所 人 入力 人 該当

- ・ 「従業者数」を選択した場合

事業所の新規登録

事業所名 都道府県名 市区町村名

郵便番号 住所

電話番号 FAX番号 新設日 廃止日

事業税基準 従業者数 従業者数()

住民税基準 均等割基準 保費所

従業者数 従業者数

人 入力 人 人 入力 人 該当

1. 税制改正と機能改善

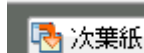
4. その他

- ・ 事業税の分割基準の追加に伴い、「法人税の達人（平成28年度版）」以前のプログラムで業務メニューの「データのエキスポート」からエキスポートした事業所データは、「法人税の達人（平成29年度版）」に直接インポートができませんので、「法人税の達人（平成29年度版）」でエキスポートするか、オンラインヘルプの「インポート・エキスポートファイル（事業所データ）の項目について」をご確認のうえ編集をしてください。
- ・ 納付状況の画面変更に伴い、データのエキスポートで出力される「納付状況」データから「利子割」の項目が削除されています。

※別表六（一）「次葉紙一覧」画面

区分	収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
1	165,000	25,269	25,269
2	400,000	66,365	66,365
3			
4			
5			
計	565,000	91,634	91,634

・ クリックして表示



次葉紙一覧

- 個別法による場合
- 銘柄別簡便法による場合
- その他に係る控除を受ける所得税額の明細

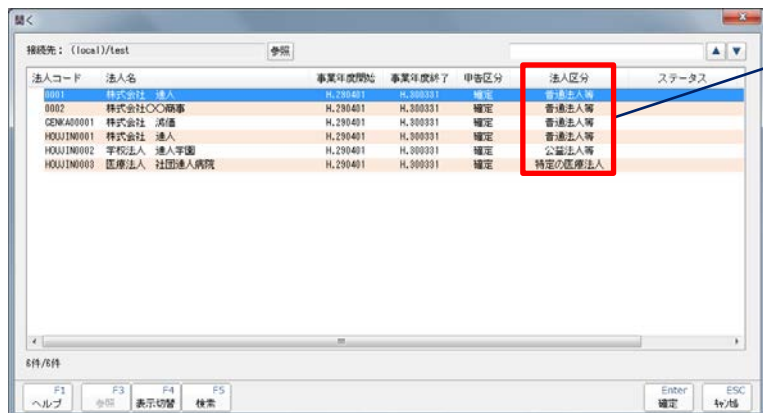
Enter 確定 ESC キャンセル

1. 税制改正と機能改善

【機能改善】

1. 外国法人への対応

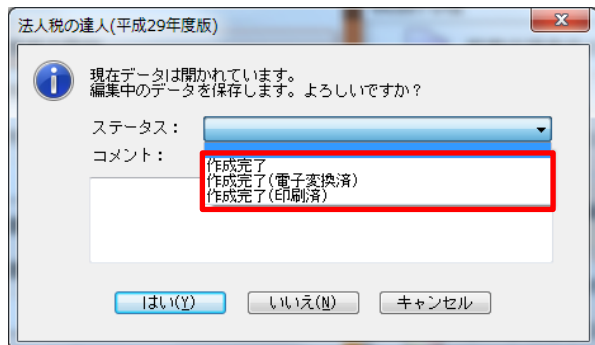
- ・ 新規帳票対応
- ・ 法人区分の追加



・ 外国法人への対応に伴い、「開く」画面に「法人区分」を追加しました。

法人区分

2. データ保存時のステータス設定



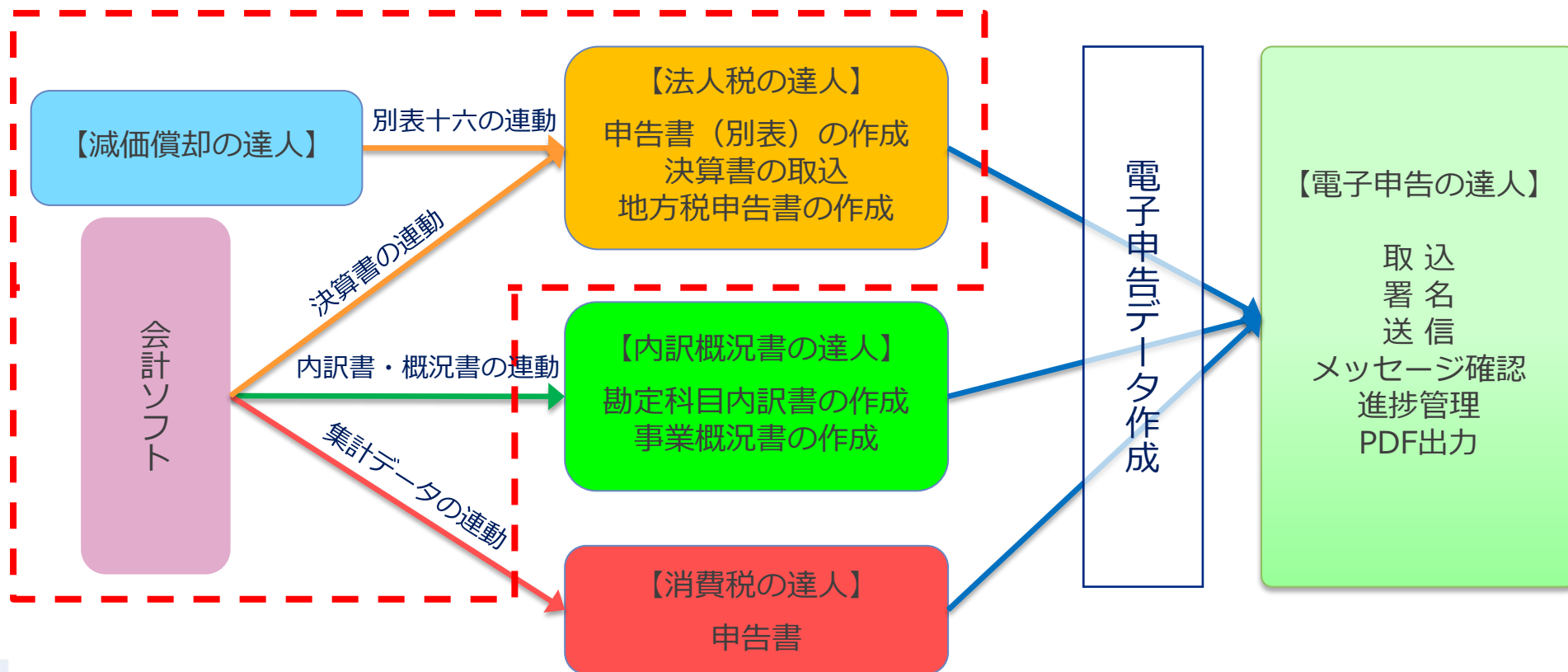
・ データを保存する際に作成状況がわかるよう、以下のステータスを設定できるようにしました。
「作成完了」
「作成完了 (電子変換済)」
「作成完了 (印刷済)」

2.法人税の達人概要

2. 法人税の達人概要

今回の研修会では、法人税の達人と連動ソフトからのデータ取込に関する一連の操作方法をご説明します。

【達人シリーズ】の相関図



3. 『法人税の達人』基本操作

3. 「法人税の達人」基本操作

(1) 基本情報の登録

■ データ管理の達人で作成した事業者データを基に法人データを登録します。

基本情報の登録

接続先: (local)/test

基本情報 申告情報 税理士情報

法人コード: HOUJIN00011 **事業者一覧**

フリガナ: カブシキガイシャ タツジン

法人名: 株式会社 達人

期末資本(出資)金: 10,000,000 円

事業年度: 平成 29 年 04 月 01 日 ~ 平成 30 年 03 月 31 日

計算期間の月数: 入力 12

申告区分: 確定申告 修正申告 中間申告 予定申告

法人区分: 普通法人等 ()
 公益法人等 ()
 協同組合等
 特定の医療法人
 外国法人 (PEI帰属所得)

非中小法人等: 該当する 該当しない

青白区分: 青色 白色 **事業税の分割基準: 従業者数**

利用者識別番号: 2111-1111-1111-1111 (e-Tax) 利用者ID: aaa11111111 (eLTAX)

・ 事業者一覧をクリックし、データ管理の達人の事業者データベース名を参照から選択することにより、「事業者一覧」から事業者情報を取込むことができます。
※データ管理の達人で、事業者データベースを複数作成することができるようになりました。(今後、順次リリースされるプログラム毎に対応していきます。)

法人税の達人(平成29年度版)

「データ管理の達人」より事業者情報を取り込みます。
対象となる事業者データベースを選択してください。

事業者データベース名: DATABASE(既定)

事業者一覧

事業者コード	事業者名
80002	株式会社 達人
80001	株式会社 C/O事務
80003	株式会社 達人
80004	株式会社 達人
80005	株式会社 達人
80006	株式会社 達人
80007	株式会社 達人
80008	株式会社 達人
80009	株式会社 達人
80010	株式会社 達人

※データ管理の達人を契約していない場合には、直接、法人情報を入力してください。

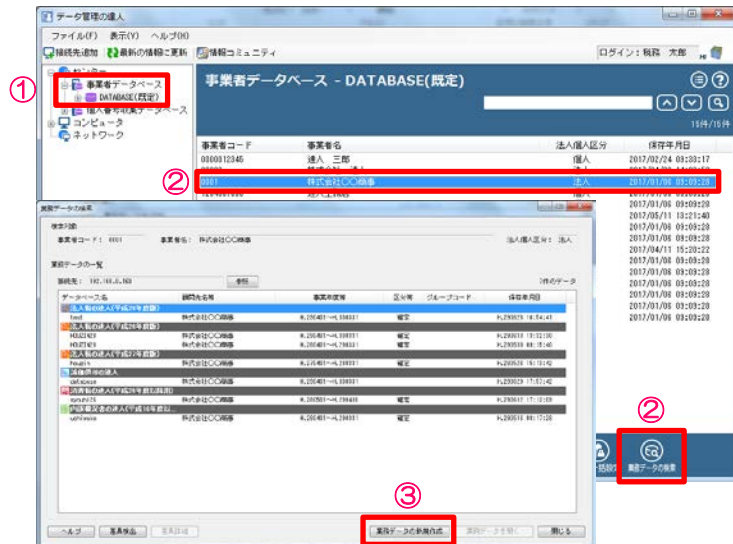
以下の項目については、直接手入力をお願いします。

- ・ 期末資本(出資)金(外形標準課税の判断を行います。)
- ・ 事業年度
- ・ 申告区分
- ・ 非中小法人等
- ・ 事業税の分割基準

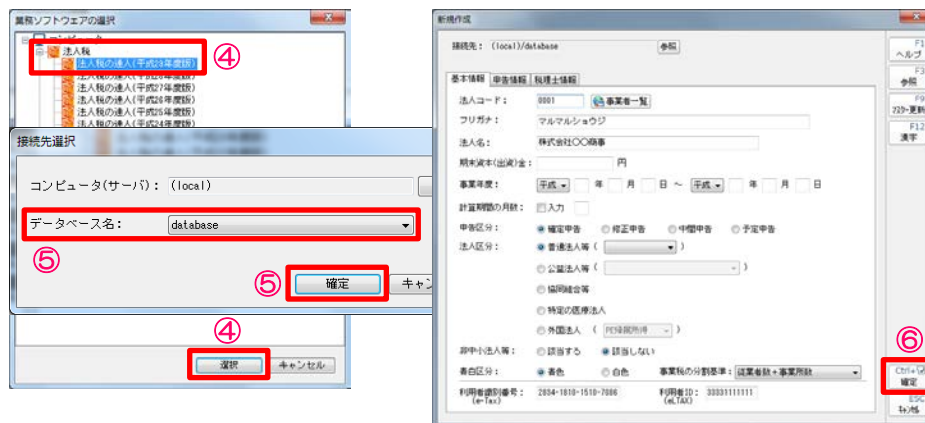
3. 「法人税の達人」基本操作

【補足】

1. データ管理の達人からの新規データ作成



- ① データ管理の達人から事業者データベースを開きます。
- ② 新規データ作成をする事業者名を選択し、「業務データの検索」をクリックします。
- ③ 業務データの検索画面から「業務データの新規作成」をクリックします。

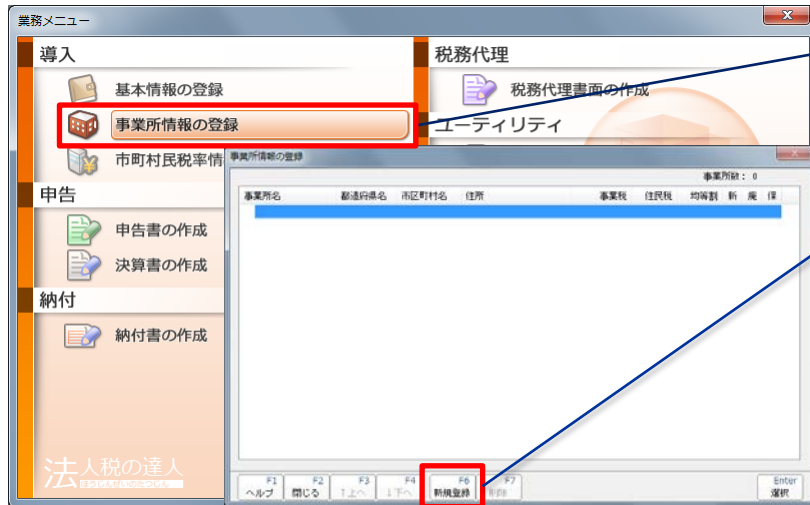


- ④ 業務ソフトウェアの選択画面から新規データ作成をするソフトウェアを選択し、「選択」をクリックします。
- ⑤ 接続先選択画面から新規データ作成をする「データベース名」を選択し、「確定」をクリックします。
- ⑥ 以下の必要項目を入力し、「確定」をクリックします。
 - ・ 期末資本（出資）金（外形標準課税の判断を行います。）
 - ・ 事業年度
 - ・ 申告区分
 - ・ 非中小法人等
 - ・ 事業税の分割基準

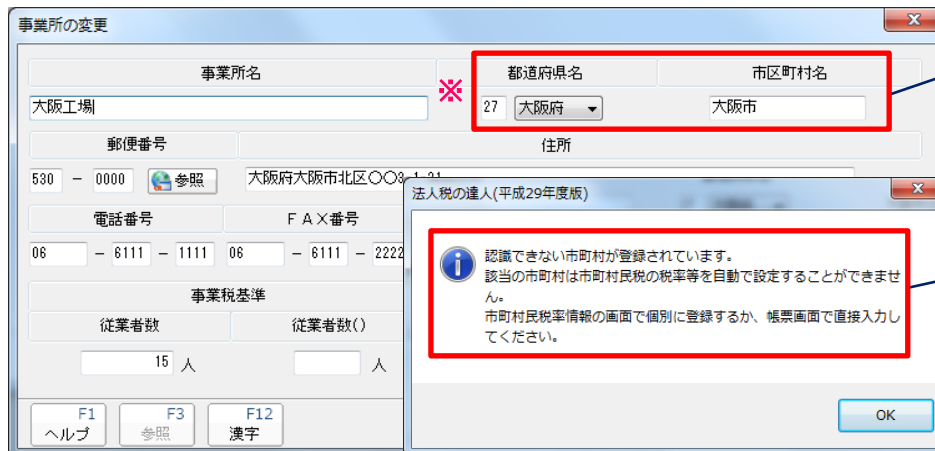
3. 「法人税の達人」基本操作

(2) 事業所情報の登録

■ 事業所情報の登録を行います。



・「事業所情報の登録」を選択し、「新規登録」をクリックします。



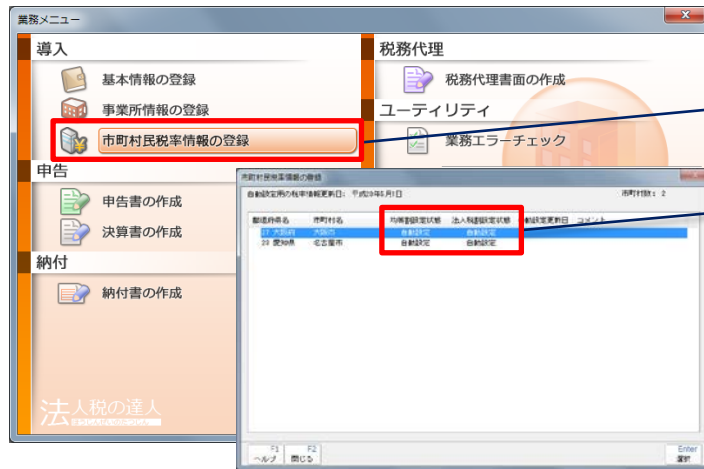
・各項目を入力します。
※都道府県名、市区町村名は入力が必要です。
※市区町村名で税率を判定しているため、市区町村名は正しく入力してください。

・市区町村名を正しく入力しなかった場合、認識できない旨のエラー画面が表示されます。

3. 「法人税の達人」基本操作

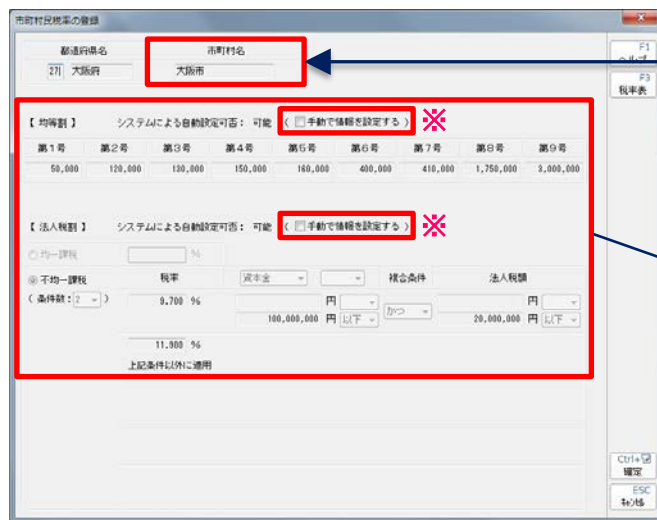
(3) 市町村民税率情報の登録

■ 事業所情報で登録した市区町村について、均等割と法人税割を確認します。



- 「市町村民税率情報の登録」を選択します。
- 「均等割設定状態」と「法人税割設定状態」が自動設定になっていることを確認してください。

均等割設定状態	法人税割設定状態
自動設定	自動設定
自動設定	自動設定



都道府県名	市区町村名
27 大阪府	大阪市

税率は「事業所情報の登録」の「市区町村名」で判定しています。

税率を確認したい場合には、

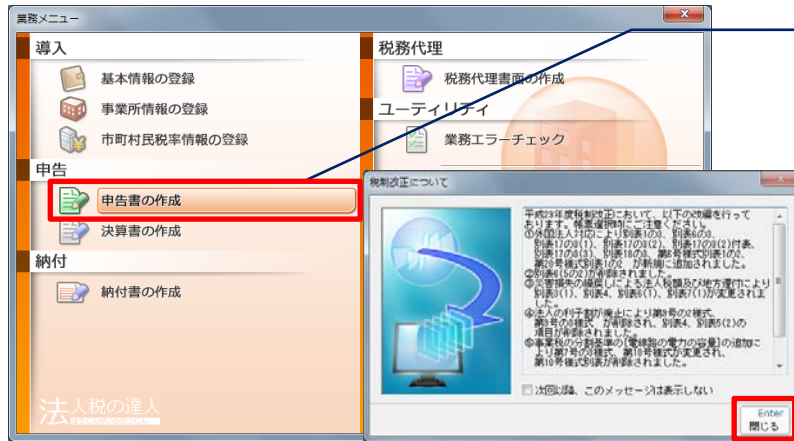
- 確認したい「市区町村名」を選択し、「選択」をクリックします。
- 選択した市区町村の「均等割」「法人税割」が表示されます。

※均等割と法人税割は、「手動で情報を設定する」にチェックをすれば、金額や税率を変更することができます。

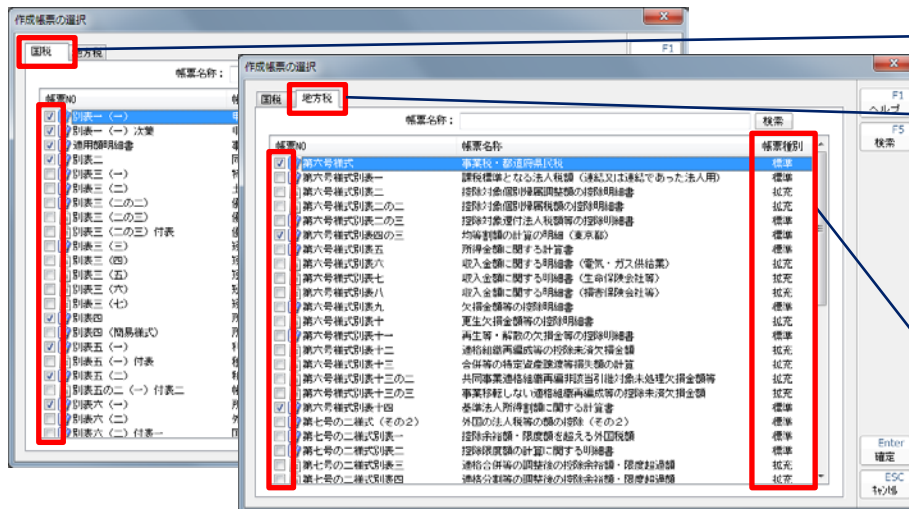
3. 「法人税の達人」基本操作

(4) 申告書の作成

- 国税、地方税で作成する申告書帳票を選択します。



- ・ 「申告書の作成」を選択します。
- ・ 「閉じる」をクリックします。



- ・ 「国税」タブを選択し、作成する帳票にチェックをします。
※提出が必須の帳票は予めチェックがされています。

- ・ 「地方税」タブを選択し、作成する帳票にチェックをします。
※提出が必須の帳票は予めチェックがされています。

- ・ 【帳票種別】
「標準」：他の帳票の入力内容と連動します。
「拡充」：他の帳票の入力内容と連動しません。
帳票内の計算は行います。

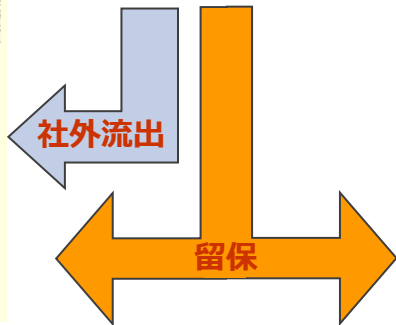
※全帳票対応機能は、Professional Edition 及び Standard Edition で利用可能です。

3. 「法人税の達人」基本操作

(4) 申告書の作成

- 法人税の達人では、別表五（二）以降の個別別表で入力したデータが、別表四および別表五（一）に自動転記されます。

区分	金額	留保	社外流出
当期利益又は当期欠損の額	19,739,505	17,739,505	2,000,000
加算経理をした納税当金	9,742,034	9,742,034	
減価償却の償却超過額			
役員給与の積立不算入額			
交際費等の積立不算入額			
売上計上り	2,000,000	2,000,000	
小計	11,742,034		
高価償却超過額の当期控除額			
貸倒引当金の繰上り	1,741,234		
受贈品の益金不算入額	148,988		148,988
その他			
小計	1,890,222	1,741,234	148,988
合計	29,591,317	27,740,305	1,848,992



区分	期首現在	当期の増減	期末現在
利益準備金	5,000,000	200,000	5,200,000
貸倒引当金		1,148,000	1,148,000
別途積立金	2,000,000	3,000,000	5,000,000
売掛金		2,180,000	2,180,000
未払消費税等		160,000	160,000
小計			
合計			

区分名	留保	社外流出	別表五(一)区分名	転記先
貸倒引当金超過	1,148,000		貸倒引当金	5(1)◎増
売上引当金	2,000,000		売上引当金	5(1)◎増

区分名	◎期首現在金額	◎当期中の減	◎当期中の増	剰余金処分による増	剰余金処分による増
貸倒引当金			1,148,000		
別途積立金	2,000,000				3,000,000
売掛金			2,180,000		
未払消費税等			160,000		

が付いている明細行になる
 ※訂正・削除は個別別表に戻って行う

3. 「法人税の達人」基本操作

(4) 申告書の作成

■ 別表四と別表五（一）との関係

- ・ 別表間の調整は別表四から行います。

- ・ 別表四の「加算データ」「減算データ」の追加を行いたい場合は



区分名	留保	社外流出	別表五(一)区分名	転記先
貸倒引当金限度超過	1,148,000		貸倒引当金	5(1)◎増
売上計上もれ	2,000,000		売掛金	5(1)◎増

別表四の上部にある「加算データ登録（減算データ登録）」を選択し、「新規登録」

■ 社外流出の場合

区分名を選択し、「社外流出」欄に金額を入力します。
※確定後「社外流出区分」の入力を忘れないでください。

■ 留保の場合

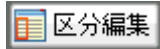
区分名を選択し、「留保」欄に金額を入力すると「別表五（一）区分名」の入力が有効になるので、区分名と転記先を選択します。

3. 「法人税の達人」基本操作

(4) 申告書の作成

■ 別表四と別表五（一）との関係

- ・ 「区分」の追加・変更を行いたい場合は



区分名	コメント	分類
別表4(加算)	別表5(2)より自動連動する金額を編集する区分	連動
取用等の特別控除		
社会保険診療報酬の損金算入		
内国中流所得の特別控除		
損金算入する譲渡利益調整額		
繰延資産償却超過当期認識		
一括償却資産当期認識		
特別償却準備金認識		
繰延消費税超過当期認識		
特定外国子会社配当益金不払入額		
外国銀行等貸付手損金算入額		
特別償却準備金積立		
貸付引当金当期認識		
賞与引当金当期認識		
退職引当金当期認識		
製品保証引当金当期認識		

別表四、別表五（一）の上部にある「区分編集」を選択
区分を追加したい別表タブを選択し、「新規登録」をクリック

■ 追加

適宜、作成したい区分名を設定します。

■ 変更

区分の編集から変更したい「区分名」をダブルクリックし、区分名称を変更します。

3. 「法人税の達人」基本操作

(4) 申告書の作成

■別表四と別表五（一）との関係

・別表五（一）の「区分」の表示順を変更したい場合は

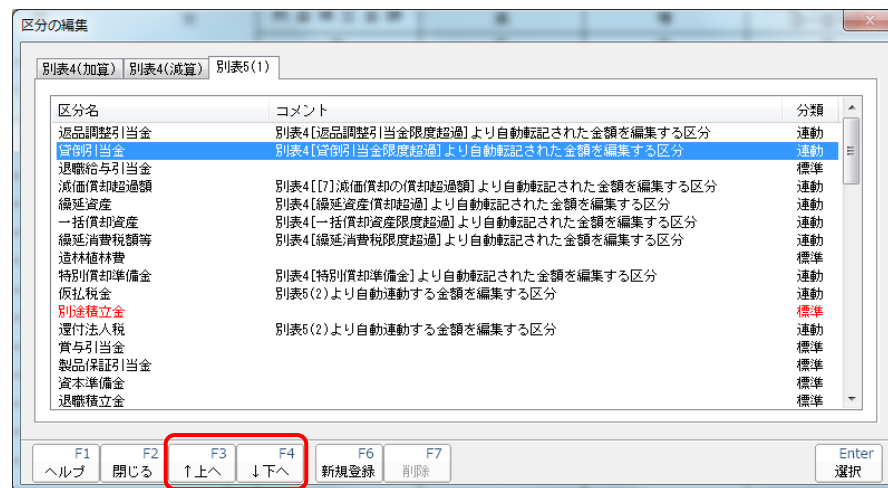
利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

区分		期首現在 利益積立金額	当期の増減	差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③
		①	減 ② 増 ③	④
利益準備金	1	5,000,000円	200,000円	5,200,000円
貸倒引当金	2		1,148,000	1,148,000
別途積立金	3	2,000,000	3,000,000	5,000,000
買掛金	4		5,000,000	5,000,000
売掛金	5		2,160,000	2,160,000
未払消費税等	6		160,000	-160,000

【別表五（一）】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

区分		期首現在 利益積立金額	当期の増減	差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③
		①	減 ② 増 ③	④
利益準備金	1	5,000,000円	200,000円	5,200,000円
貸倒引当金	2	2,000,000	3,000,000	5,000,000
買掛金	4		5,000,000	5,000,000
売掛金	5		2,160,000	2,160,000
未払消費税等	6		160,000	-160,000



変更したい「区分名」を選択し、[F3: ↑上へ] [F4: ↓下へ]で入れ替えたい区分名の上又は下に移動させます。

- Point :
- 1)既に使用されている区分名は朱書きされます。
 - 2)別表調整等で同一の区分名を使用すると、明細上同一の行に集計・表示されます。

3. 「法人税の達人」基本操作

(4) 申告書の作成

■別表五(二)のポイント

税目及び事業年度	期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ⑥
			充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	
法人税及び地方法人税						
28.04.01 - 29.03.31	1,836,400		1,836,400			0
当期分		918,200		918,200		0
確定		4,964,500				4,964,500
計	1,836,400	5,782,700	2,754,600			4,964,500
道府県民税						
28.04.01 - 29.03.31	291,200		291,200			0
当期分		145,500		145,500		0
確定		384,700				384,700
計	291,200	530,200	436,700			384,700
市町村民税						
28.04.01 - 29.03.31	240,200		240,200			0
当期分		120,000		120,000		0
確定		313,900				313,900
計	240,200	433,900	360,200			313,900
事業税						
28.04.01 - 29.03.31		868,000	868,000			0
当期分		783,600	783,600			0
計		1,649,600	1,649,600			0
贈与税						
20						
損金経理税公課合計額(還付)			1,852,300			

地方税出力方式で、「総額処理」「相殺処理」の選択をすることができます。

「損金経理による納付⑤」欄を画面外最下部に集計しています。
※金額欄の上段には「還付金額」、下段には「納付金額」を入力します。還付金額はマイナス符号を付けて入力してください。

3. 「法人税の達人」基本操作

(4) 申告書の作成

■ 適用額明細書の作成

租税特別措置法一覧

適用する租税特別措置法を一覧から選択してください。

適用額に金額のある租税特別措置法の表示

適用額に金額のない租税特別措置法の表示

チェックのある租税特別措置法の表示

租税特別措置法の名称	区分番号	金額
法人税の課税標準の特例 (別表第11号)	0000	6,000,000
法人税の課税標準の特例 (別表第12号)	0000	2,000,000
法人税の課税標準の特例 (別表第13号)	0000	0
法人税の課税標準の特例 (別表第14号)	0000	300,000
法人税の課税標準の特例 (別表第15号)	0000	0
法人税の課税標準の特例 (別表第16号)	0000	500,000

租税特別措置法の名称: 別表第11号(別表第12号)の主要(40)及び50以外の金額の合計額
法人税の課税標準の特例: 中小企業等税の特例(別表第11号)の金額の合計額

第	条	の	項	第	号	金額															
第	42	条	の	3	第	1	項	第	1	号	0	0	3	8	0	0	0	0	0	0	0
第	42	条	の	4	第	1	項	第	1	号	0	0	5	9	5	0	0	0	0	0	0
第	42	条	の	6	第	2	項	第	1	号	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0
第	67	条	の	5	第	1	項	第	1	号	0	0	2	7	7	0	0	0	0	0	0

1. 自動連動対応帳票の取込

- 「措置法取込」を選択し、「適用額に金額のある租税特別措置法のみ表示」にチェックを入れます。
- 適用額明細書に取込む租税特別措置法にチェックを入れ、「確定」をクリックすると適用額明細書に取込まれます。

■ 租税特別措置法の条項にカーソルをあてると、

- 該当する別表番号
- 措置法の詳細が表示されます。

租税特別措置法一覧

適用する租税特別措置法を一覧から選択してください。

適用額に金額のある租税特別措置法の表示

適用額に金額のない租税特別措置法の表示

チェックのある租税特別措置法の表示

租税特別措置法の名称	区分番号	金額
法人税の課税標準の特例 (別表第11号)	0000	6,000,000
法人税の課税標準の特例 (別表第12号)	0000	2,000,000
法人税の課税標準の特例 (別表第13号)	0000	0
法人税の課税標準の特例 (別表第14号)	0000	300,000
法人税の課税標準の特例 (別表第15号)	0000	0
法人税の課税標準の特例 (別表第16号)	0000	500,000

租税特別措置法の名称: 別表第11号(別表第12号)、別表第13号(別表第14号)の合計額
法人税の課税標準の特例: 中小企業等税の特例(別表第11号)の金額の合計額

第	条	の	項	第	号	金額															
第	42	条	の	6	第	1	項	第	1	号	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0

2. 自動連動非対応帳票の取込

- 「措置法取込」を選択します。
- 適用額明細書に取込む租税特別措置法にチェックを入れ、「確定」をクリックします。
- 租税特別措置法の条項と区分番号が取込まれますので、適用額を手入力します。

3. 「法人税の達人」基本操作

【補足】

■ 法人税の達人では、資本金（出資金）を2ヶ所で制御しています。

基本情報「期末資本」で判定しています。

同期して表示

区分	元	当	増	減	当	期	の	増	減	差引	期	末	の	額
納税		27	7,767,400											
未納法人税及び未納地方人税(附等税を除く。)	28		-4,405,500		中間									-4,405,500
未納道府県民税(均等割額及び特別割額を除く。)	29		-453,800		中間									-494,800
未納市町村民税(均等割額を含む。)	30		-226,100		中間									-323,600
差引合計	31		315,358,160		302,417,660									315,219,660

区分	期首現在	期末現在	増	減	差引	期首現在	期末現在	の	額
資本金又は出資金	32	10,000,000 円	②	円	①	円	10,000,000 円		
資本準備金	33								
	34								
	35								
差引合計	36	10,000,000					10,000,000		

【基本情報の登録】 期末資本(出資)金 10,000,000 円

【作成帳票の選択】

外形標準課税に関する帳票に変わります。

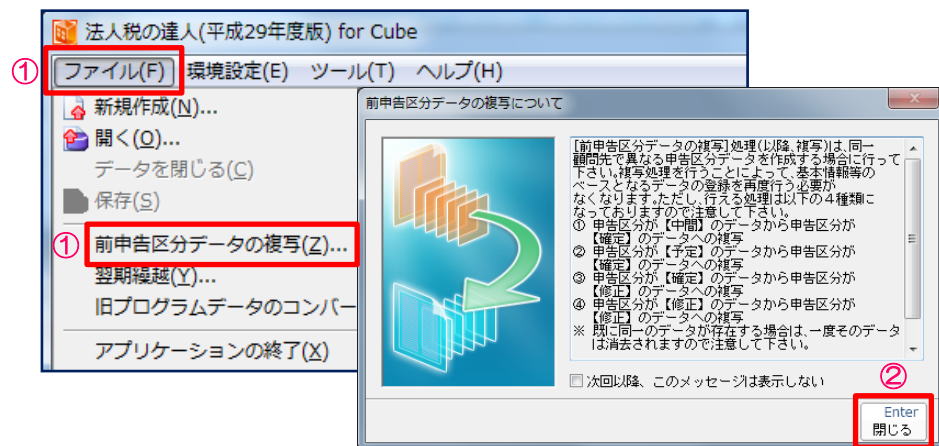
別表五 (-)「Ⅱ資本金等の額」と同期しています。

- 別表一
- 六号様式
- 二十号様式

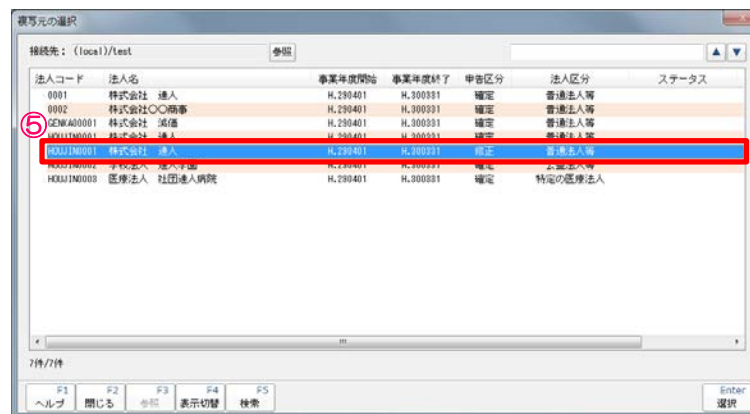
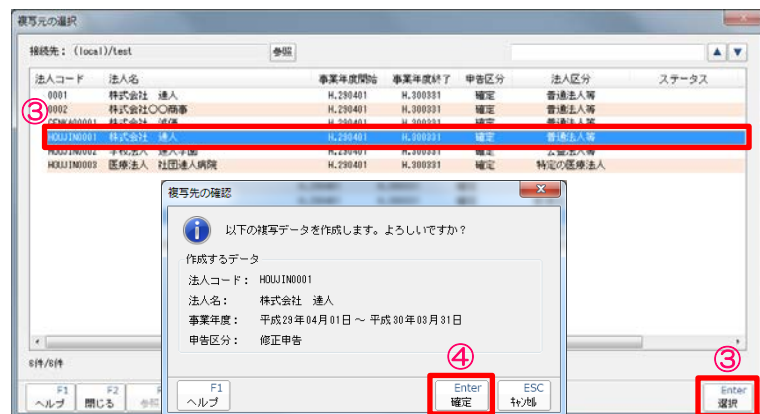
3. 「法人税の達人」基本操作

【補足】

■ 前申告区分データの複写（予定・中間・修正申告を作成するための同一事業年度のデータ複写）



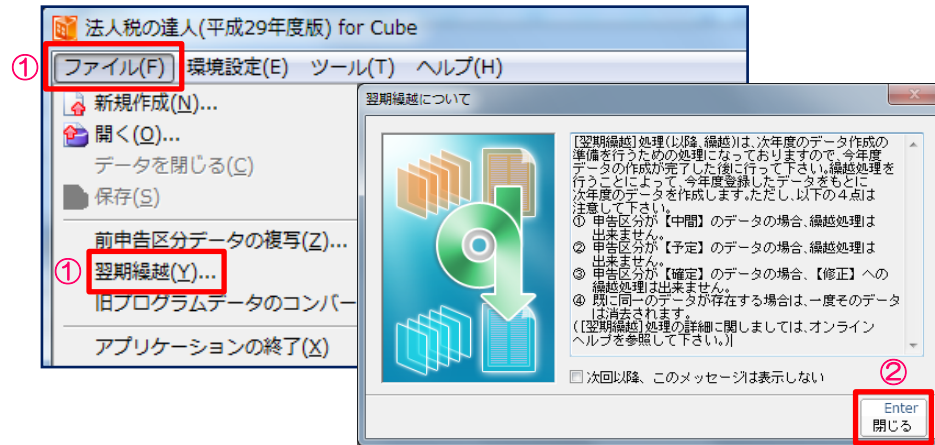
- ① 「ファイル」を選択し、「前申告区分データの複写」をクリック
- ② 「閉じる」をクリック
- ③ 複写する法人名を選択し、「選択」をクリック
- ④ 「確定」をクリック
- ⑤ データが複写されます。
 予定申告 ⇒ 確定申告
 中間申告 ⇒ 確定申告
 確定申告 ⇒ 修正申告
 修正申告 ⇒ 修正申告（※複写前の修正申告は消去されます。）



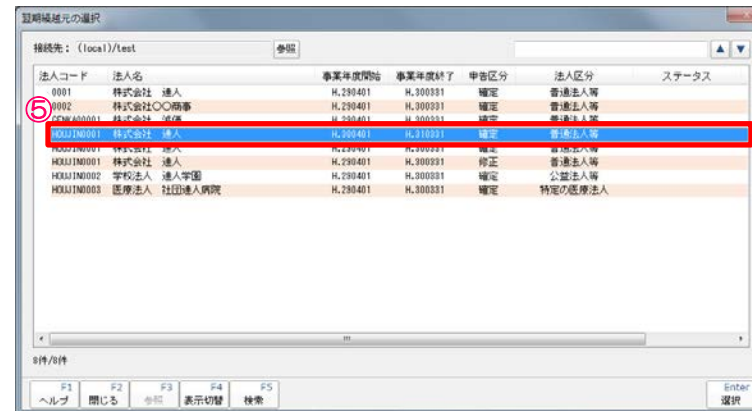
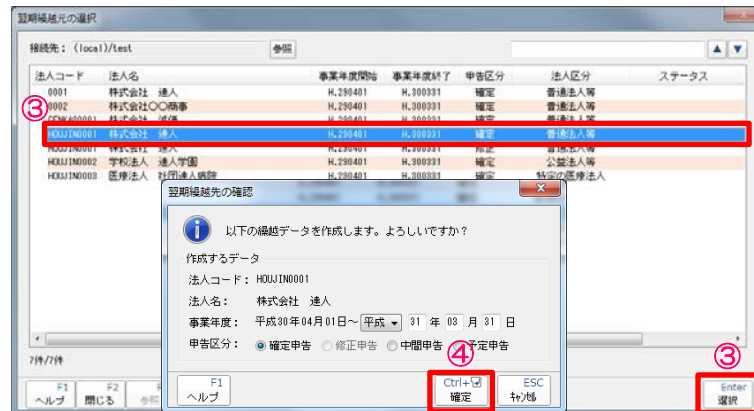
3. 「法人税の達人」基本操作

【補足】

■ 翌期繰越（次年度の申告データを作成するための処理）



- ① 「ファイル」を選択し、「翌期繰越」をクリック
- ② 「閉じる」をクリック
- ③ 次年度用データを作成する法人名を選択し、「選択」をクリック
- ④ 「確定」をクリック
- ⑤ 次年度用データが作成されます。
確定申告 ⇒ 確定申告
確定申告 ⇒ 予定申告
確定申告 ⇒ 中間申告

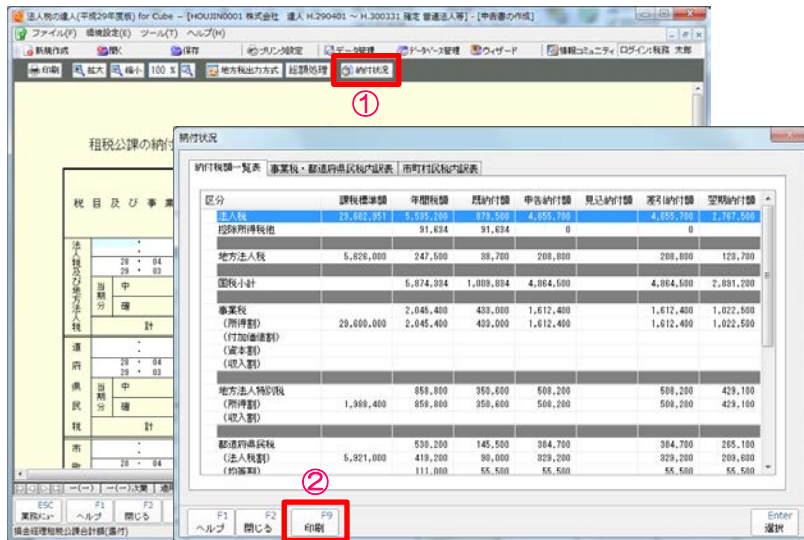


3. 「法人税の達人」基本操作

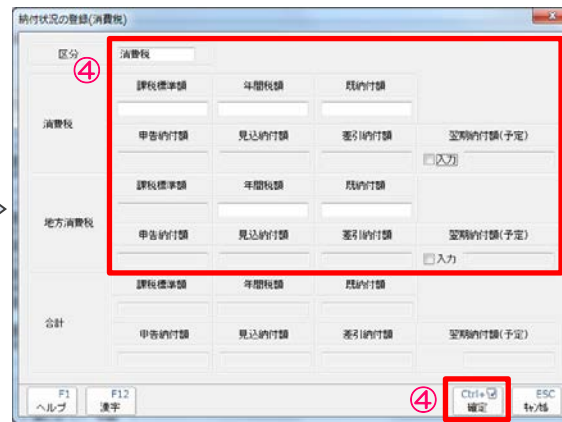
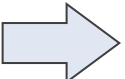
【補足】

■ 納付税額一覧表

納付税額一覧表では、作成した帳票をもとに計算した税目ごとの各税額を一覧で確認・印刷することができます。



- ① 「納付状況」をクリックすると納付税額一覧表が表示されます。
- ② 納付税額一覧表を印刷する場合には、「印刷」をクリック
※消費税の入力は、手入力になります。
- ③ 消費税の区分を選択し、「選択」をクリック
- ④ 区分、金額を入力し、「確定」をクリック



3. 「法人税の達人」基本操作

【補足】電子申告における注意点

■別表二の「続柄」

項目	判定	割合	判定結果
議決権の数による判定 ⁽⁵⁾ ₍₆₎	6		
期末現在の社員の総数	7		
社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	8		
社員の数による判定 ⁽⁸⁾ ₍₇₎	9		
同族会社の判定割合 ⁽⁹⁾ ₍₇₎ 又は ⁽⁹⁾ ₍₈₎ のうち最も高い割合	10	100.0	
判定結果	10		特定同族会社 非同族会社

判定基準となる株主等の株式数等の明細	
順位	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者
	住所又は所在地 氏名又は法人名
株式議決権数	株式又は出資の金額等
	株主等
	続柄
	続柄
1	本人
1	妻
1	長男
1	長女

・別表二のうち「続柄」に一定の文字列以外を使用すると、電子申告データに変換の際、「その他」と表示されます。

■使用できる文字列
本人、配偶者、父、母、義父、義母、長男、次男、三男、長女、次女、三女、子、孫、祖父、祖母、兄弟、姉妹

■税務代理権限証書

税務代理権限証書		非整理番号
氏名又は名称 税務 太郎		
事務所名称 東京都文京区〇〇1-2-3		
電話 (03) 1234 1234		
連絡先 () () ()		
東京 税理士会 本郷 支部		
登録番号等 第 999999 号		
上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。平成 30 年 05 月 26 日		
<input type="checkbox"/> 通年分に関する。下記の記事目に関して調査が行われる場合には、下記の記事目より前の年分等(以下「通年分」)に関する。についても税務代理を委任します(通年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。)。【委任する場合は口にし印を記載してください。】		

・税務代理権限証書に日が入っていない場合、電子申告データ変換の際エラーとなります。

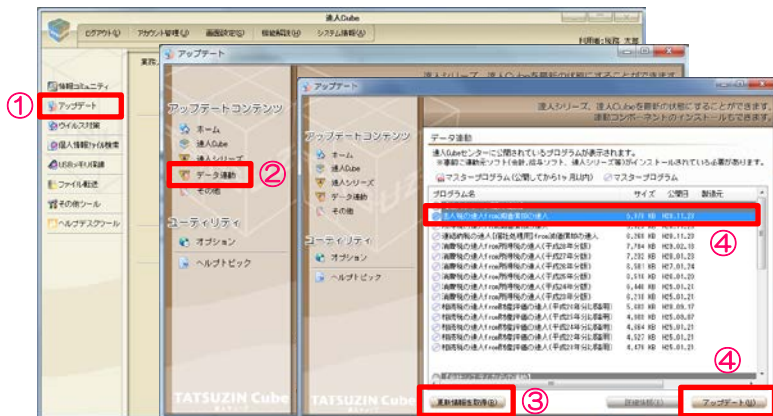
※別表一（一）も同様です。

3. 「法人税の達人」基本操作

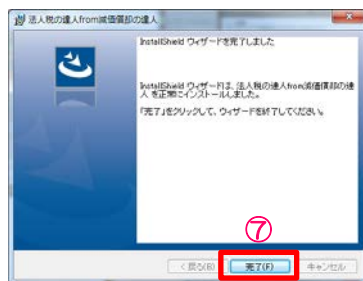
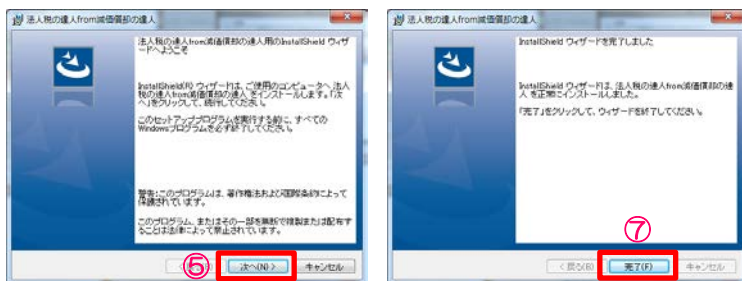
(4) 申告書の作成

■ 減価償却の達人からデータをインポートすることで別表十六が作成できます。

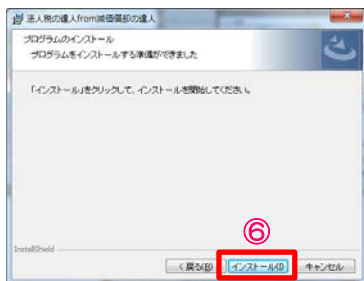
・ 連動コンポーネントのインストール (達人Cubeのアップデート)



- ① 達人Cubeの画面から「アップデート」をクリック
- ② アップデート画面から「データ連動」をクリック
- ③ 「更新情報を取得」をクリック
- ④ プログラム名から「法人税の達人 from 減価償却の達人」を選択し、「アップデート」をクリック



- ⑤ 「次へ」をクリック
- ⑥ 「インストール」をクリック
- ⑦ 「完了」をクリック



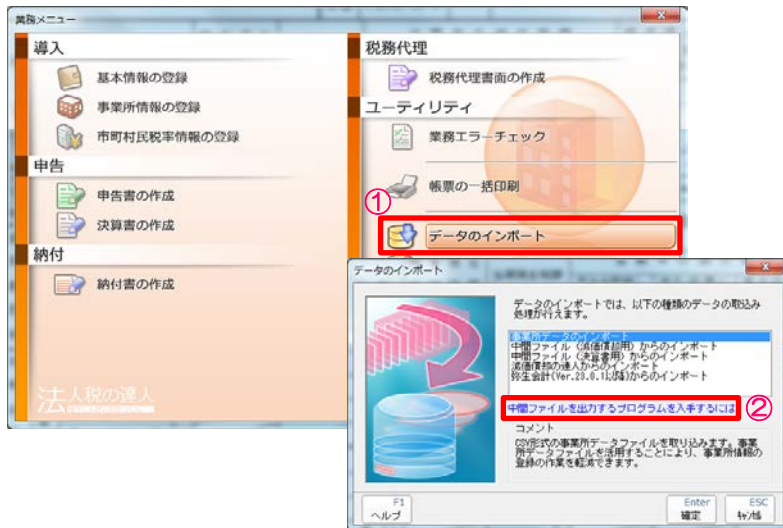
法人税の達人のインポート機能にコンバートツールがインストールされます。

3. 「法人税の達人」基本操作

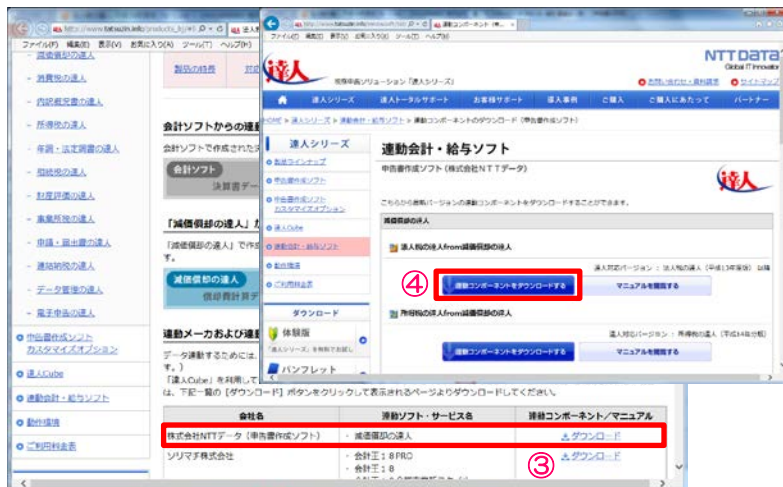
(4) 申告書の作成

■ 減価償却の達人からデータをインポートすることで別表十六が作成できます。

・ 連動コンポーネントのインストール (達人ホームページからの取得)



- ① 「データのインポート」をクリック
- ② 「中間ファイル(減価償却)から」をクリック



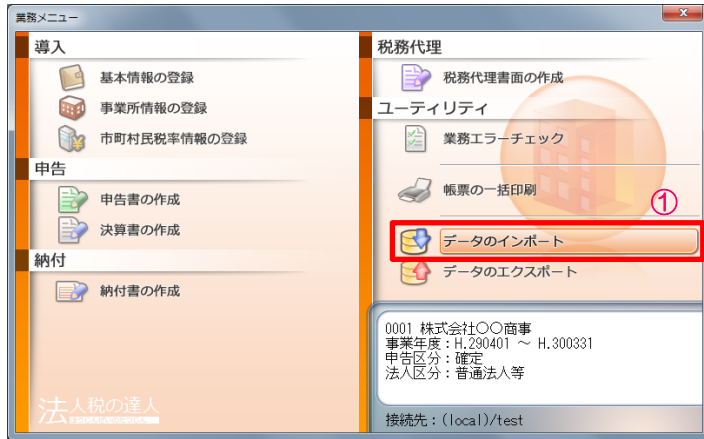
- ③ 減価償却の達人の「ダウンロード」をクリック
 - ④ 「連動コンポーネントをダウンロードする」をクリック
- 以降は、「達人Cubeのアップデートから」の⑤～⑦と同様

3. 「法人税の達人」基本操作

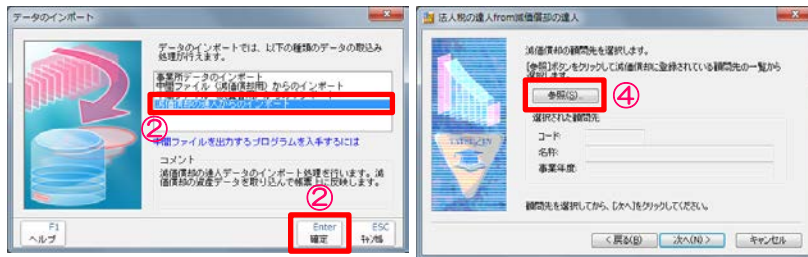
(4) 申告書の作成

■ 減価償却の達人からデータをインポートすることで別表十六が作成できます。

・ 減価償却の達人からのデータインポート



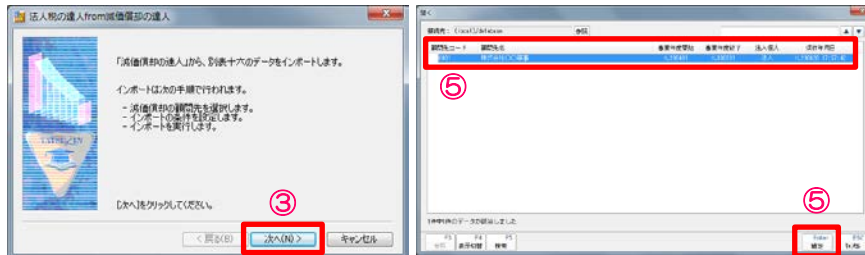
① 「データのインポート」をクリック



② 「減価償却の達人からのインポート」を選択し、「確定」をクリック

③ 「次へ」をクリック

④ 「参照」をクリック



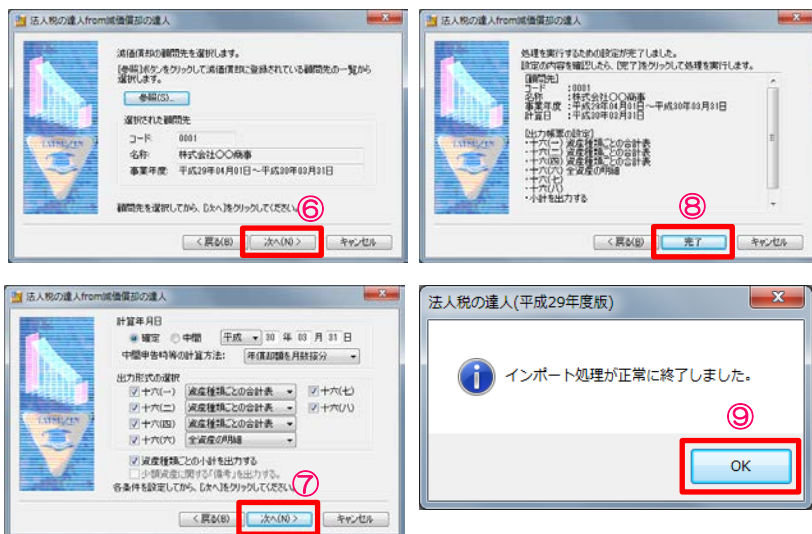
⑤ データを取込む顧問先名を選択し、「確定」をクリック

3. 「法人税の達人」基本操作

(4) 申告書の作成

■ 減価償却の達人からデータをインポートすることで別表十六が作成できます。

・ 減価償却の達人からのデータインポート



- ⑥ 選択した顧問先名が表示されていることを確認し、「次へ」をクリック
- ⑦ 出力形式の選択をし、「次へ」をクリック
※デフォルトは「資産種類ごとの合計表」
- ⑧ 「完了」をクリック
- ⑨ 「OK」をクリック

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の減価償却額の計算に関する明細書				① 旧定額法又は定率法による減価償却資産の減価償却額の計算に関する明細書			
項目	単位	額	累形固定資産	項目	単位	額	定率法計
1 取得価額	円	450,000		1 取得価額	円	450,000	
2 減価償却額	円	0		2 減価償却額	円	0	
3 残存価額	円	450,000		3 残存価額	円	450,000	
4 取得年月日				4 取得年月日			
5 事業の用に供した年月日				5 事業の用に供した年月日			
6 耐用年数				6 耐用年数			
7 取得価額又は製作価額	円	450,000		7 取得価額又は製作価額	円	450,000	
8 圧縮処理による積立金計上額	円	0		8 圧縮処理による積立金計上額	円	0	
9 減価償却額	円	0		9 減価償却額	円	0	
10 期末現在の積立金の額	円	0		10 期末現在の積立金の額	円	0	
11 積立金の期中取崩額	円	0		11 積立金の期中取崩額	円	0	
12 積立金の期末取崩額	円	0		12 積立金の期末取崩額	円	0	
13 積立金の期末残高	円	0		13 積立金の期末残高	円	0	
14 積立金に計上した当期償却額	円	0		14 積立金に計上した当期償却額	円	0	
15 前期から繰り越した前期取崩額	円	0		15 前期から繰り越した前期取崩額	円	0	
16 合計	円	450,000	450,000	16 合計	円	450,000	450,000

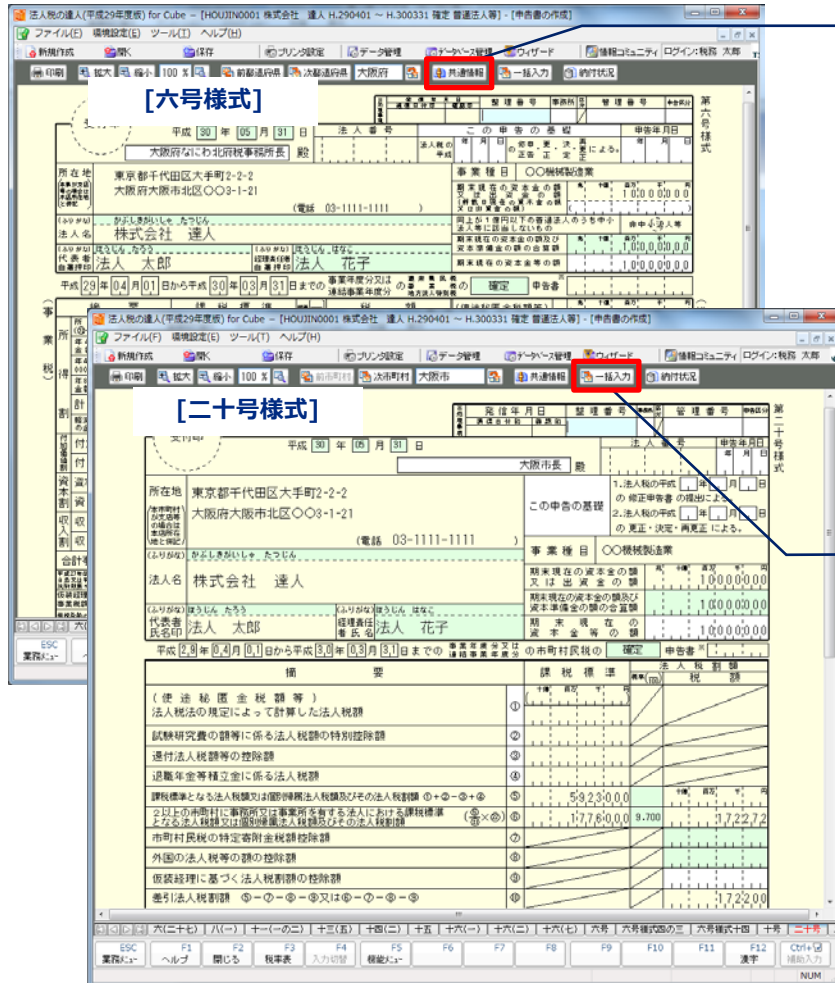
減価償却データが別表十六に取込まれます。

※償却額の見直し等を行った際でも、再度データ連動を行うことで精度を確保できます。

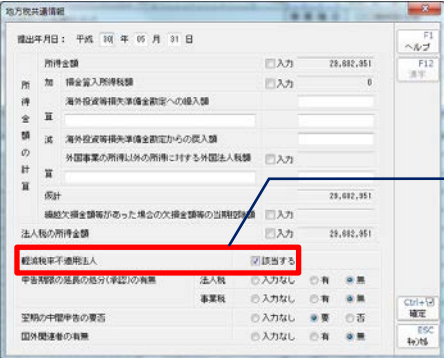
3. 「法人税の達人」基本操作

(4) 申告書の作成

■ 事業所情報の登録により地方税の申告書が作成できます。

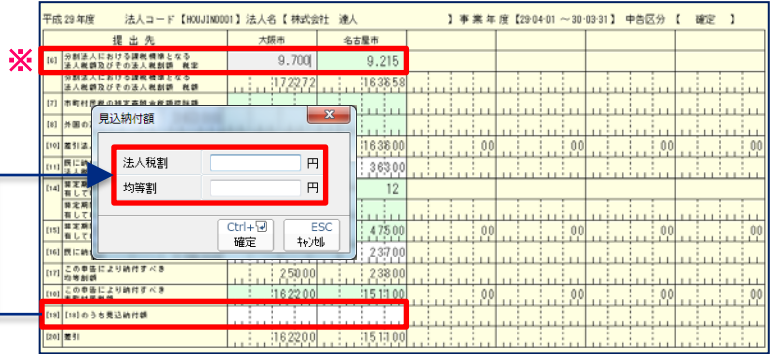


・ 共通情報では、地方税の帳票で共通して使用する情報を一括で入力することができます。



※ 「軽減税率不適用法人」に該当する場合には、チェックを入れてください。

・ 一括入力では、見込納付額の設定ができます。
※ 法人税割額の税率が纏めて確認できます。



3. 「法人税の達人」基本操作

(5) 決算書の作成

・法人税の達人で作成した決算書を電子申告の達人で申告書と共に送ることができます。

■決算書の作成には、以下の方法があります。

①手入力

②会計ソフトからのインポート

- ・連動コンポーネントによるデータ取込
- ・中間ファイルによるデータ取込

今回は、連動コンポーネントによるデータ取込の場合の作成方法をご説明します。

【補足】

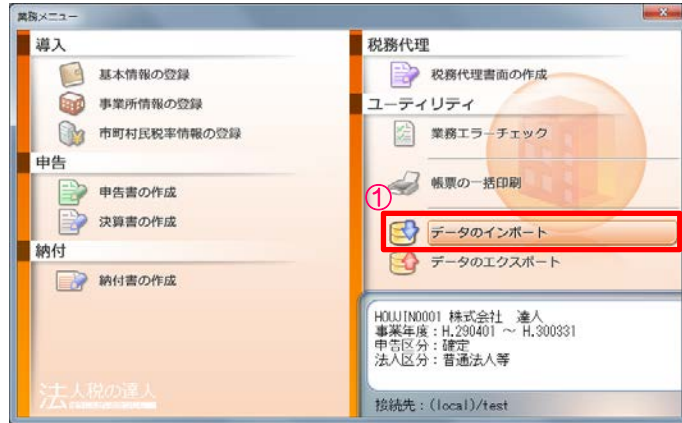
- ・連動コンポーネントを利用する会計ソフト
弥生会計、会計王ほか
- ・連動用中間ファイルを出力する会計ソフト
MFクラウド会計、勘定奉行ほか

3. 「法人税の達人」基本操作

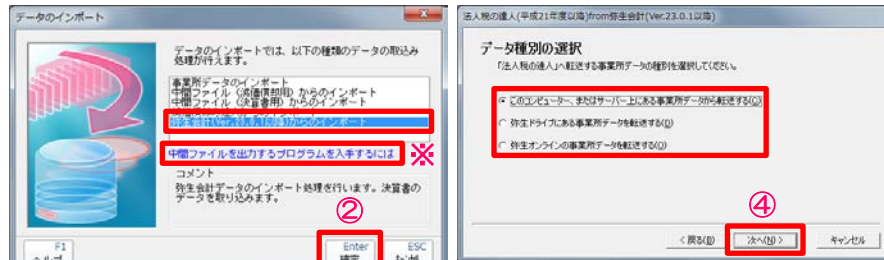
(5) 決算書の作成

■ 連動コンポーネントによる決算書の作成

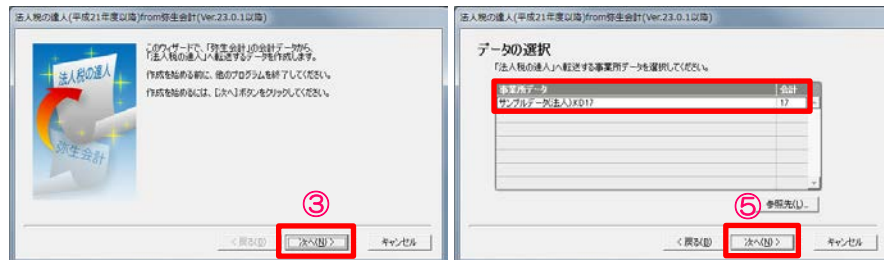
・ 弥生会計からのインポート



① 「データのインポート」をクリック



② 「弥生会計からのインポート」を選択し、「確定」をクリック
※ 「中間ファイルを出力するプログラムを入手するには」では、各種会計ソフトの連動コンポーネントのダウンロードや操作マニュアルを入手することができます。



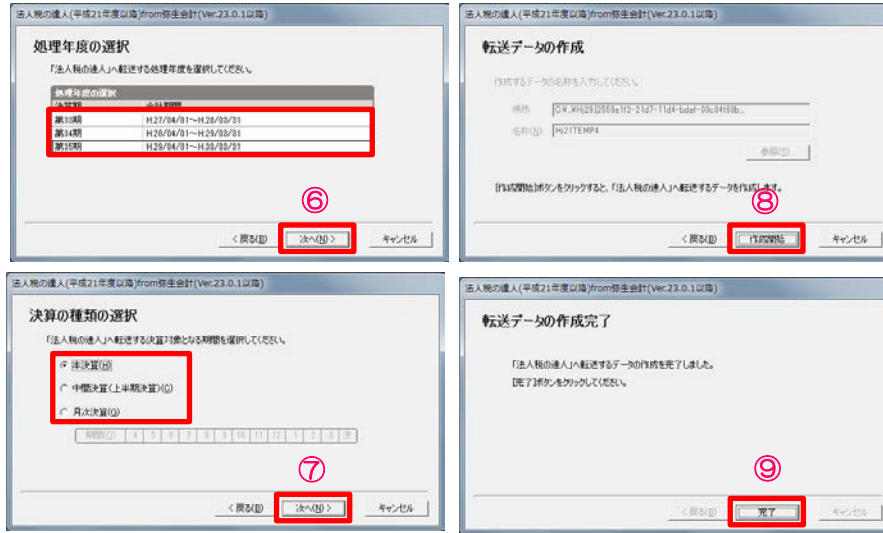
③ 「次へ」をクリック
④ データ種別を選択し、「次へ」をクリック
⑤ インポートするデータを選択し、「次へ」をクリック

3. 「法人税の達人」基本操作

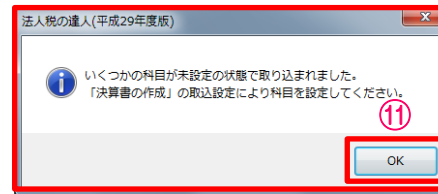
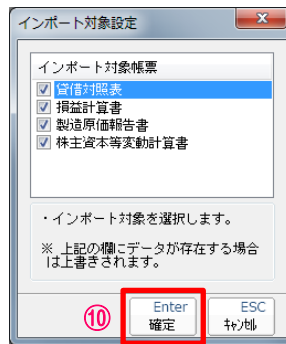
(5) 決算書の作成

■連動コンポーネントによる決算書の作成

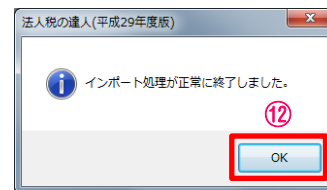
・弥生会計からのインポート



- ⑥インポートする処理年度を選択し、「次へ」をクリック
- ⑦対象期間を選択し、「次へ」をクリック
- ⑧「作成開始」をクリック
- ⑨「完了」をクリック



- ⑩「確定」をクリック
- ⑪会計ソフトから取込んだデータが達人の科目に設定されなかった場合に表示されます。そのまま「OK」をクリックしてください。
- ⑫「OK」をクリック



3. 「法人税の達人」基本操作

(5) 決算書の作成

■ 連動コンポーネントによる決算書の作成

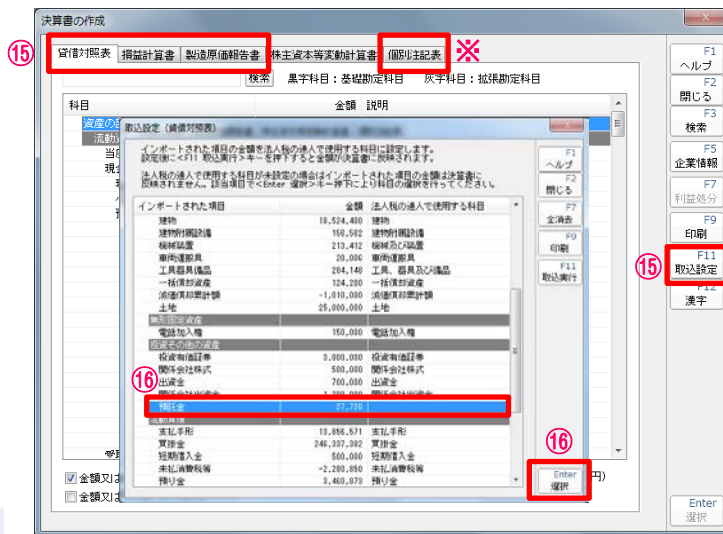
- ・ 弥生会計からのインポート（未設定科目の取込）



13 「決算書の作成」をクリック

14 「確定」をクリック

※設定内容を変更する場合には、「▼」をクリックし、該当の項目を選択します。



15 帳票タブを選択し、「取得設定」をクリック

※「個別注記表」は、直接手入力をしてください。

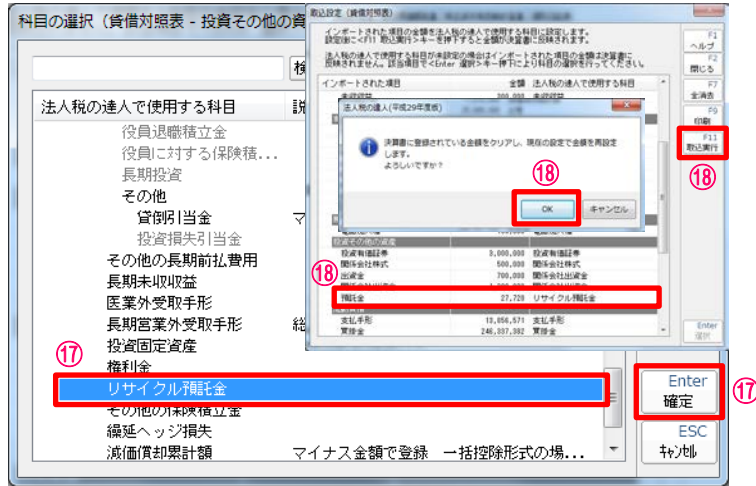
16 「法人税の達人で使用する科目」が設定されていない「インポートされた項目」を選択し、「選択」をクリック

3. 「法人税の達人」基本操作

(5) 決算書の作成

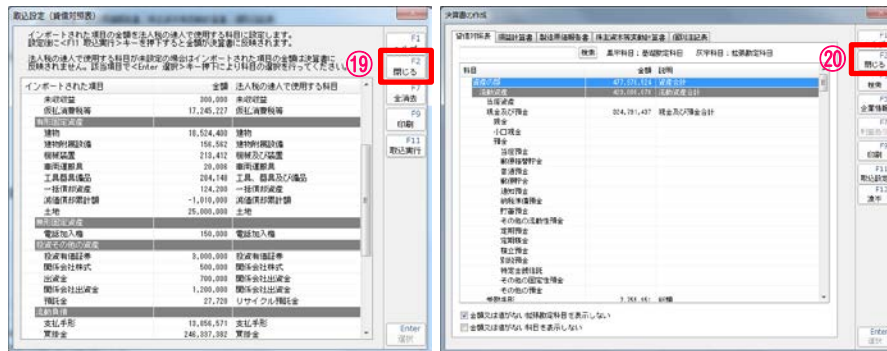
■ 連動コンポーネントによる決算書の作成

- ・ 弥生会計からのインポート（未設定科目の取込）



⑰ 「法人税の達人で使用する科目」から対応させる科目を選択し、「確定」をクリック

⑱ 選択した科目が取込まれていることを確認し、「取込実行」をクリック、「OK」をクリック



⑲ 「閉じる」をクリック

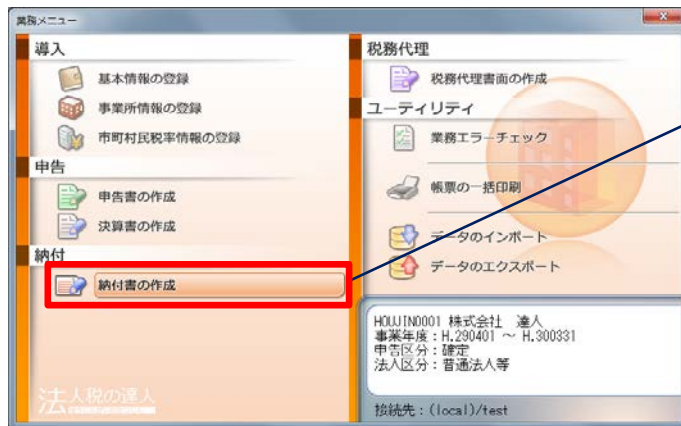
⑳ 「閉じる」をクリック

※設定した内容は翌期繰越をする際に引き継がれますので、会計ソフト側の科目変更等がない限り、次年度以降、この処理は必要ありません。

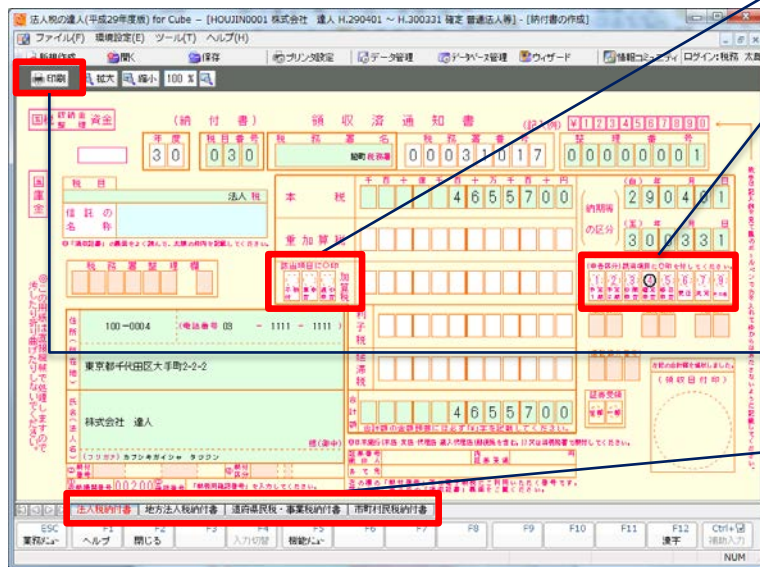
3. 「法人税の達人」基本操作

(6) 納付書の作成

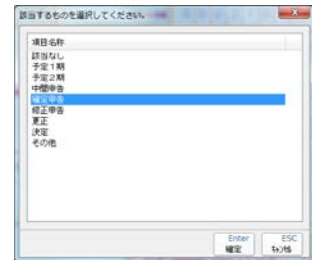
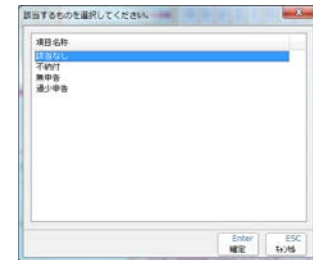
- 法人税、地方法人税、道府県民税・事業税、市町村民税の納付書が作成できます。



・ 納付書の作成を選択すると納付書が表示されます。
※ 税務署番号、重加算税、加算税、利子税、延滞税の金額等は、手入力となります。



・ 赤枠部分をダブルクリックして、該当するものを選択します。



・ 納付書は
国税： B4用紙、ドットプリンター
地方税・A4用紙
での印刷が可能です。

・ 他の納付書を作成する場合には、該当のタブをクリックします。

3. 「法人税の達人」基本操作

(7) 税務代理書面の作成

- 税務代理書面の作成では、税務代理権限証書、税理士法第33条の2第1項および税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面が作成できます。

税務代理権限証書		※整理番号	1
氏名又は名称	税務 太郎		
事務所名称及び所在地	東京都文京区〇〇1-2-3		
連絡先	電話	(03) 1234-1234	
所属税理士会等	東京 税理士会 本郷 支部	登録番号等	第 999999 号
平成 30 年 05 月 26 日	上記の 税理士 を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。		
調査の通知に関する同意	<input checked="" type="checkbox"/>		
代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め	<input type="checkbox"/>		
依頼者	株式会社 達人 代表取締役 法人 太郎		
住所又は事務所の所在地	東京都千代田区大手町2-2-2		
1 税務代理の対象に関する事項	税 目		
所得税(復興特別所得税を含む)	<input type="checkbox"/>		
法人 復興特別法人税	<input checked="" type="checkbox"/>		
地方 法人税	<input checked="" type="checkbox"/>		
消費 税 及 び 地方 消費 税 (譲渡 税)	<input checked="" type="checkbox"/>		

・ 税務代理書面の作成を選択すると「作成帳票の選択」画面が表示されるので、作成する帳票名称にチェックをします。

帳票名称	Enter 確定
<input checked="" type="checkbox"/> 税務代理権限証書	ESC 転/地
<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面	
<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面	

・ 赤枠部分をダブルクリックして、該当するものを選択します。

代理人選択	Enter 確定
<input type="checkbox"/> 該当なし	ESC 転/地
<input checked="" type="checkbox"/> 税理士法人	

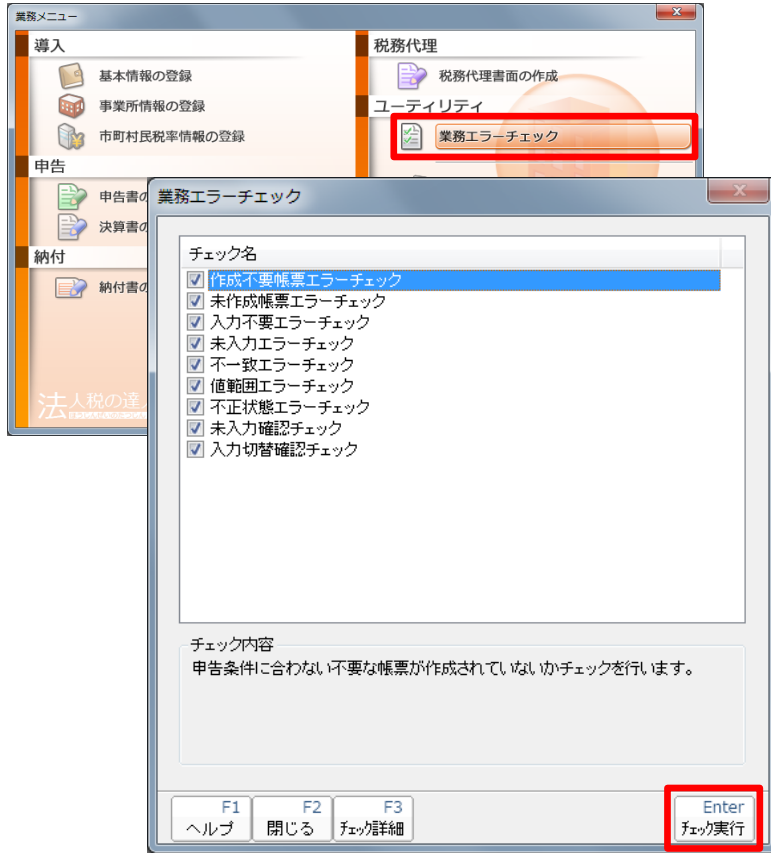
・ 該当する箇所の赤枠部分をダブルクリックして、「該当する」にチェックをします。

該当選択	Enter 確定
<input checked="" type="checkbox"/> 該当する	ESC 転/地

3. 「法人税の達人」基本操作

(8) 業務エラーチェック

- 業務エラーチェックでは、作成した帳票に不備や誤りがないかをチェックし、結果をPDFファイルに出力できます。



※当該機能は、Professional Edition 及び Standard Edition で利用可能です。

作成日時：平成29年06月21日15時31分

チェック内容一覧

法人コード	法人名	確認 日付	チェック②	チェック①	担当
0001	株式会社 達人				
税目	申告区分	事業年度	印		
法人税	確定	H. 290401~H. 300331			

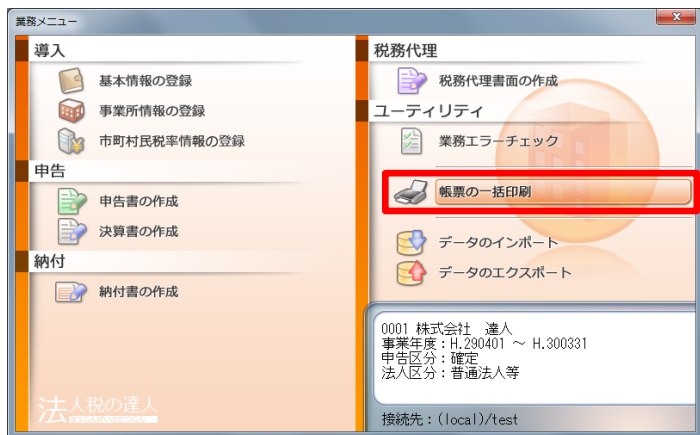
○チェック項目詳細リストとの照合の結果、以下の通りのエラー及び確認項目が存在します。

チェック名	チェック内容	確認欄
作成不要帳票エラー	別表6(6)が作成されています。 別表6(6)は別表6(7)の特別控除と同時に適用することができないため、別表6(6)と別表6(7)は同時に作成できません。	
作成不要帳票エラー	別表6(7)が作成されています。 別表6(7)は別表6(6)の特別控除と同時に適用することができないため、別表6(7)と別表6(6)は同時に作成できません。	
作成不要帳票エラー	別表6(27)が作成されています。 別表6(27)は調整前法人税額超過が発生した場合に作成する帳票であるため、調整前法人税額超過が発生していない場合は作成する必要はありません。	
不正状態エラー	帳票名：別表5(1) [検査差異]の不正状態が解決されていません。 [検査差異]は検査結果が0以外の場合には不正状態のため、検査結果を0にする必要があります。	
入力切替確認	帳票名：別表1(1) [(16)所得税の額]の値が上書き入力されています。 上書き入力された値：3,000 上記項目の内容について確認してください。	
入力切替確認	帳票名：別表4 [(4)換金経理をした納税充当金②留保]の値が上書き入力されています。 上書き入力された値：2,000,000 上記項目の内容について確認してください。	
入力切替確認	帳票名：別表6(27) [(6)当期税額控除可能額 第1号 当期分(1)]の値が上書き入力されています。 上書き入力された値：1,000,000 上記項目の内容について確認してください。	

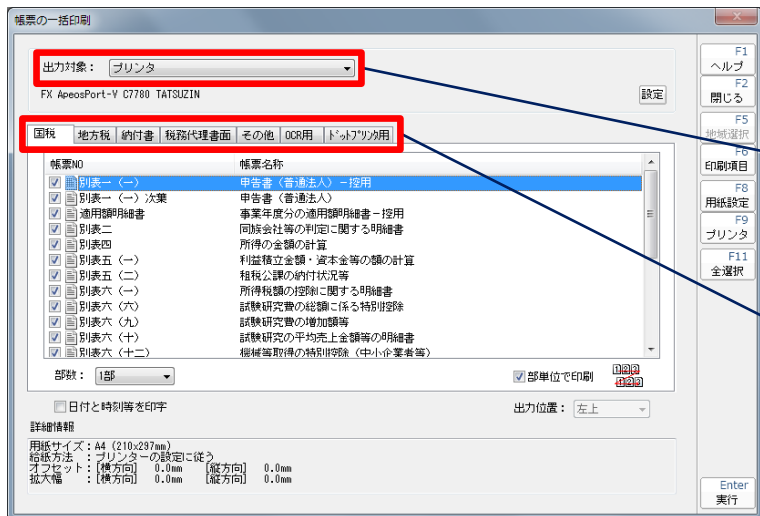
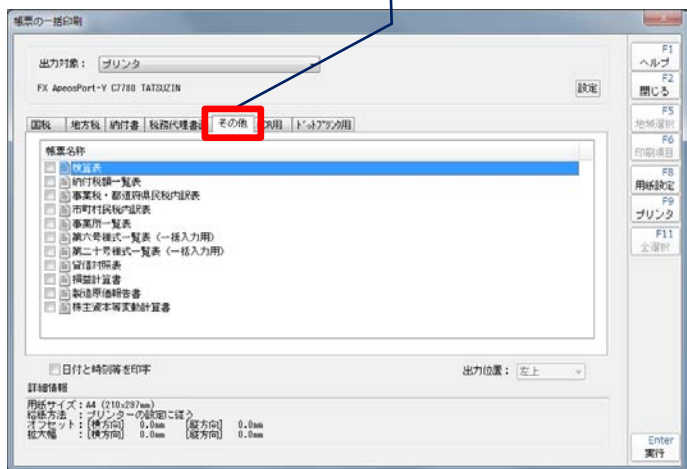
3. 「法人税の達人」基本操作

(9) 帳票の一括印刷

■ 帳票の一括印刷では、様々な帳票が出力できます。



【管理資料の印刷】
「その他」タブでは、納付税額一覧表、事業税・都道府県民税内訳書などの各種管理表の印刷ができます。



・ PDF形式での出力も可能です。

プリンタ
ファイル (PDF形式)

【各種帳票の印刷】
印刷対象のタブをクリックし、印刷する帳票にチェックを入れて印刷をします。
※国税は、作成帳票の選択でチェックを入れた帳票の全てにチェックが入っていますので、印刷しない帳票がある場合にはチェックを外してください。

4 .改正個人情報保護法

4. 改正個人情報保護法

【はじめに】

個人の権利利益を保護することを目的として、平成17年4月に施行された個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。

ここでは、平成29年5月30日に全面施行された「改正個人情報保護法」について、どのような点が改正されたのか、お客様への影響などにポイントを絞って説明します。

※個人情報保護法についての詳細は、以下の個人情報保護委員会のホームページをご参照願います。

- ・ 個人情報保護委員会HP <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>

4. 改正個人情報保護法

(1) 改正内容のポイント

1. 適用対象の拡大
2. 「要配慮個人情報」という概念の新設
3. 個人情報の定義の変更（「個人識別符号」の追加）
4. 開示等に関する請求権の明示
5. 罰則の強化
6. 個人情報の消去に関する努力義務の追加
7. 「認定個人情報保護団体」の権限強化
8. 監督主体の変更（「個人情報保護委員会」への統一）

4. 改正個人情報保護法

1. 適用対象の拡大

従来、過去6か月以内の個人情報の取扱件数が5,000件に満たない場合、その事業者は法律の適用対象外でした。しかし、今回の改正によりその条文が削除されたため、個人情報を1件でも取り扱う場合、漏れなく個人情報取扱事業者となり、法律が適用されることとなります。

なお、中小規模事業者についてはガイドライン上で特例的に緩和された安全管理措置の手法が示されていますが、マイナンバー法と同じく「委託を受けて個人データを取り扱う者」は中小規模事業者にあたらないとされており、委託を受けて業務を行っている会計事務所は該当しません。

4. 改正個人情報保護法

2. 「要配慮個人情報」という概念の新設

従来の個人情報保護法では、個人情報の種類に応じた個別の取り扱いルールは規定されておらず、全て一律でした。しかし、その種類によっては差別や偏見を生じさせる恐れがあることから、今回その一部を「要配慮個人情報」として定義し、取り扱いについて本人が関与できるような特別なルールを設けることとなりました。

具体的には、取得にあたって原則として本人の同意が必要であること等が規定されています。会計事務所の業務に関して言うと、顧問先から取得する医療費の明細書の内容（病院等を受診したという事実及び薬局等で調剤を受けたという事実）が「要配慮個人情報」に該当することが、個人情報保護委員会のQ&Aに明言されています。

◇「要配慮個人情報」とは

- ・ 人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報
- ・ その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの。
 - 身体障害・知的障害・精神障害等があること
 - 健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療、調剤情報

4. 改正個人情報保護法

3. 個人情報の定義の変更（「個人識別符号」の追加）

個人情報の定義として、新たに「個人識別符号」が追加されました。この「個人識別符号」は単体で個人情報として取り扱われ、従来の個人情報と同一の管理が求められることとなります。パスポート番号、運転免許証をはじめとする公的番号が記載された書類のコピーを顧問先等から証跡として収集し、保管している場合は注意が必要です。今後は名称等との組み合わせではなく、公的番号それ単体で個人情報と見なされますので、仮にそれ以外の部分がマスキングされていても、名称等が記載されている書類と同様の安全管理措置を講じて取り扱うようにしましょう。

◇「個人識別符号」とは、

○特定の個人の身体の一部の特徴を認証用途に変換した情報

例：指紋認証データ、顔認証データ

○個人に割り当てられた公的番号

例：旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー

4. 改正個人情報保護法

4. 開示等に関する請求権の明示

従来個人情報の本人による情報開示、訂正、利用停止等の「求め」とされていた文言が「請求」に変更され、請求権が明示されたことで、より強い法的拘束力を持つようになりました。

さらに、その対応期限は従来具体的に定められていませんでしたが、今回の改正により、2週間以内と明示されています。

2週間以内に対応できなかった場合、訴訟に発展するリスクがありますので、迅速に対応できるよう、日頃から個人情報を検索可能な状態で管理するよう徹底しましょう。

なお、利用停止等（停止または消去）の請求は法律に反する取得・利用が行われた場合のみ有効であるため、適切に取得・利用している限りにおいて、法律上その対応は不要です。

4. 改正個人情報保護法

5. 罰則の強化

「個人情報データベース等提供罪」が新たに創設され、個人情報データベース等（※）を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供、または盗用した場合の罰則が規定されました。

- 国からの命令に違反した場合 ⇒ 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 虚偽の報告等をした場合 ⇒ 30万円以下の罰金
- 従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供、又は、盗用した場合 ⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（☆従業員等を雇用している事業者にも罰金）

※「個人情報データベース等」とは

名簿のように個人情報を含む情報の集合物であって、電子媒体・紙媒体を問わず、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの。

尚、所得税確定申告書等を作成するためのシステムに個人情報を保存して利用するなど、個人情報データベース等を事業の用に供していると考えられるため、一般的には、税理士は個人情報取扱業者に該当すると考えられます。

4. 改正個人情報保護法

6. 個人情報の消去に関する努力義務の追加

従来個人情報保護法の中では個人情報の消去の義務については明記されていませんでしたが、利用する必要がなくなった時は遅滞なく消去するよう努めなければならないという努力義務が明記されました。

万が一漏えいした場合の被害を最小化するためにも、利用目的毎にしっかりと管理することが、自社および大切なクライアントにとってのリスクヘッジとなります。また、消去にあたっては、復元不可能な方法で処理することが重要です。

7. 「認定個人情報保護団体」の権限強化

「認定個人情報保護団体」とは、個人情報の適切な取り扱いの確保を目的として、事業者の指導等を担う国の認定を受けた民間団体です。本団体は様々な業界毎に存在しており、業界の特性に応じた具体的な個人情報の取り扱い方法を定めた「個人情報保護指針」を作成することとされています。

所属する個人情報取扱事業者は、個人情報保護法に加え、その指針を遵守する必要があります。平成29年5月時点で税に関する個人情報保護団体は存在しませんが、今後の動向を注視しておくことが重要です。

4. 改正個人情報保護法

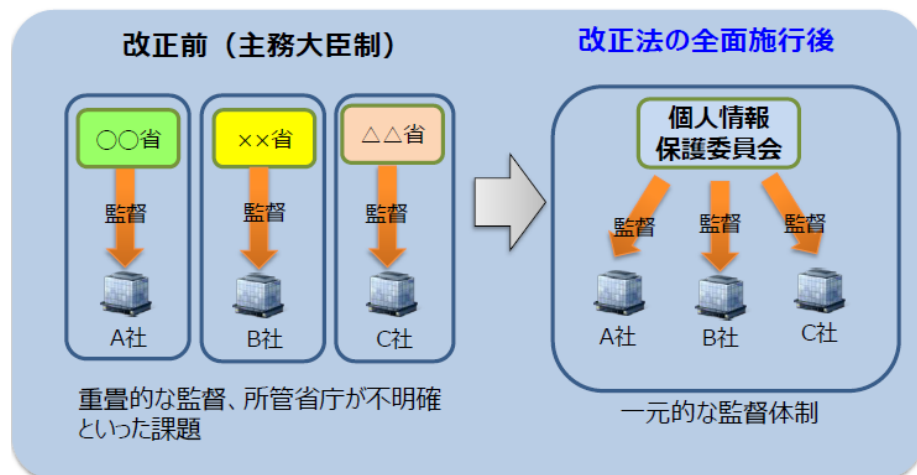
8. 監督主体の変更（「個人情報保護委員会」への統一）

従来個人情報管理の監督主体は各省庁の大臣（主務大臣）に任命されており、事業分野毎に異なるガイドラインが38種類も存在するという大変複雑な体制になっていました。

しかし、今回の改正によってその主体が「個人情報保護委員会」に統一され、共通のガイドラインが作成されたため、事業者にとってシンプルで分かりやすい体制になったと言えます。

さらに、本変更に合わせて平成28年1月より、「特定個人情報保護委員会」も「個人情報保護委員会」に改組されました。今後は、マイナンバーも含め個人情報の取り扱いに関しては、全て「個人情報保護委員会」のホームページで確認することができるようになります。

民間事業者の監督体制



※個人情報保護委員会事務局の個人情報保護法の基本より抜粋

4. 改正個人情報保護法

(2) 達人シリーズでの対応

“達人Cubeへのログイン”

“DB作成時「データベースセキュリティを有効にする」へのチェック”

【達人Cubeログイン画面】

TATSUZIN Cube
達人キューブ

ログインID : Administrator
パスワード : ●●●●●●●●

ヘルプ オフライン起動 メンテナンス情報

ログイン 設定

閉じる

【データベース作成画面】

データベース新規作成

データベース名 : database
場所 : C:\Program Files\NTT DATA\G2000HJ29\Data 参照

情報

正式名 : HJ29_database
データファイル : HJ29_database.mdf
ログファイル : HJ29_database_log.ldf

データベースセキュリティを有効にする

チェックをすることにより、このデータベースのセキュリティ設定が可能になります。

※データ操作(閲覧等)に、達人Cubeへのログインが必須になります。
※セキュリティ設定は、あなたと達人Cubeのシステム所有者のみ可能となります。
※セキュリティ設定は、「データ管理の達人」で行ってください。

F1 ヘルプ F3 参照 Enter 確定 ESC キャンセル

4. 改正個人情報保護法

(2) 達人シリーズでの対応

「達人Cubeへのログイン」と「データベースセキュリティを有効にする」へのチェックにより、個人情報保護法の「技術的安全管理措置」で求められる、

- ・ **アクセスにおける識別と認証**
- ・ **アクセス制御、アクセスの記録**
- ・ **アクセス権限の管理**
- ・ **不正ソフトウェア対策**
- ・ **移送・送信時の対策**
- ・ **情報システムの動作確認時の対策**
- ・ **情報システムの監視の対策** は万全です！

※達人シリーズでは、以下のサイトに「改正個人情報保護法特設ページ」を公開しております。詳細につきましてはこちらをご覧ください。

<http://www.tatsuzin.info/mynumber/>

4. 改正個人情報保護法

(2) 達人シリーズでの対応

・達人Cubeオプション「USBメモリ保護」

「USBメモリ保護」は、お手持ちのUSBメモリを高度に暗号化することにより、その中に保存するファイルに第三者がアクセスすることを不可能にします。そのため、万が一ファイルの移送中にUSBメモリの盗難、紛失等が発生した場合にも、重要な個人情報を保護して被害を最小限に抑えることができるため、安心してUSBメモリをお使いいただけます。

利用料：1,500円（月額）

※定額料金の範囲内で、USBメモリを何本でも使用可能です。

◆市販のセキュリティUSBメモリとはここが違います！

POINT 1：使用するUSBメモリの数は無制限

「USBメモリ保護」ではお手持ちの通常のUSBメモリをセキュリティUSBにフォーマット（保護領域化）しますが、その数に制限はありません。そのため、顧問先様の単位やクライアントワークに携わる従業員様の単位でUSBメモリを使い分ける場合でも、定額料金の範囲内でいくつでもご利用いただけます。

POINT 2：高度なセキュリティ対策

通常のUSBメモリとしてのファイル保管機能はもちろん、「データ管理の達人」のデータやCSVファイルなどから個人番号収集対象者リストを生成し、顧問先で簡単に情報を登録できる個人番号収集機能を具備しています。顧問先で収集した個人情報はワンタッチで「データ管理の達人」に反映できるため、再入力の手間もかかりません。

【システムイメージ図】



4. 改正個人情報保護法

(2) 達人シリーズでの対応

・達人Cubeオプション「個人情報ファイル検索」

情報の漏えい対策は、コンピュータ内の「どこに」「どんな」情報があるのかを把握するところから始まります。「個人情報ファイル検索」は、事務所内のパソコンに保存されたファイルを検索し、人名や住所、電話番号、メールアドレスはもちろん、マイナンバーを含むファイルの所在まで特定・一覧化することにより、重要な情報の漏えいを防止します。

利用料：950円（月額）

※インストールするパソコンの台数は無制限です。

◆市販の個人情報検出ソフトとはここが違います！

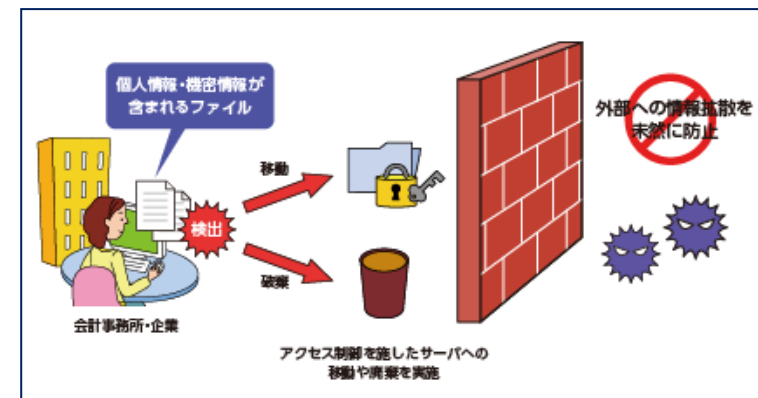
POINT 1：設定不要のシンプルな操作

監査条件などの初期設定が不要であるため、導入後すぐに監査を実行できます。実行画面も非常にシンプルで、操作に戸惑うことはありません。

POINT 2：低コストでセキュリティ対策を実現

定額料金の範囲内で何台でも利用できるため、従業員の多い事務所でも安心してご利用いただけます。重要な情報を取り扱うすべての従業員に対して定期的な監査の機会を与えられるため、セキュリティ意識の向上にも役立ちます。

【システムイメージ図】



・達人オンラインセミナーのご案内

弊社では、法人税の電子申告を円滑に行っていただくため、「電子申告の達人操作研修（法人編）」を「達人オンラインセミナー」にてご提供いたします。

無料でご利用いただけますので、是非ご活用ください。

- ・ご利用開始日：7月下旬より（予定）
- ・ご利用方法：達人Cubeの「情報コミュニティ」からオンデマンド配信

※ご利用方法につきましては、改めて達人Cubeインフォメーション等にてお知らせいたします。

※本サービスをご利用いただくためには、達人Cubeがインストールされ、インターネットに接続されたコンピュータ環境が必要です。

尚、今後の達人シリーズの操作研修につきましては、順次「達人オンラインセミナー」にてご提供を予定しております。



NTT DATA

Global IT Innovator